

# 中海圏域調査特別委員会資料

(平成24年10月11日)

	ページ
1 第3回中海会議の概要について (企画部) . . .	1
2 米子ーソウル国際定期便等の平成24年度上半期利用実績 について (文化観光局) . . .	2
3 「第5回中海の水質及び流動会議」の概要について (生活環境部) . . .	3
4 中海におけるアオコの確認について (生活環境部) . . .	5
5 第4回大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会について (生活環境部) . . .	6
6 米川土地改良区の特別検査結果に対する再報告等について (農林水産部) . . .	7
7 中海干拓農地(弓浜干拓地)の売渡しの公募について (農林水産部) . . .	8
8 国営中海土地改良事業の総事業費の変更について (農林水産部) . . .	9
9 みなとさかい交流館外壁改修工事について (県土整備部) . . .	10
10 米子港における放置等禁止区域及び物件の指定について (県土整備部) . . .	11
11 米子鬼太郎空港(美保飛行場)駐車場の運営について (県土整備部) . . .	12

企 画 部  
文 化 観 光 局  
生 活 環 境 部  
農 林 水 産 部  
県 土 整 備 部

### 第3回中海会議の概要について

平成24年10月11日  
企 画 課

平成24年8月28日に開催した「中海会議」の第3回会議の概要は、次のとおりです。

- 1 日 時 平成23年8月28日(火) 14時～16時
- 2 場 所 国際ファミリープラザ(米子市)
- 3 構 成 員 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市長、安来市長  
<オブザーバー> 環境省(中国地方環境事務所長)、防衛省(美保基地装備部長)

#### 4 概 要

##### (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

- 部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」(事務局：中国地方整備局出雲河川事務所)から、中海湖岸堤整備事業の進捗状況等について報告があり、意見交換を行った。
- 大橋川改修工事に当たり、順番を間違えず、先に下流の堤防、護岸の整備を行うことについて、改めて中国整備局から確約があった。

##### (2) 中海の水質及び流動について

- 部会「中海の水質及び流動会議」(事務局：鳥取県水・大気環境課)から、水質測定結果や水質改善のための取組の報告があり、今後も引き続き、水質改善の実が上がる対策を取るよう部会で検討を進めることとした。

###### [主な報告]

- ・ 水質測定結果として、COD、全窒素、全リンのいずれの項目も環境基準を達成していない。
- ・ 本庄ではCODの値に改善が見られ、森山堤の開削の効果とも考えられるが、窒素やリンの値は横ばいであり、引き続き検証が必要である。
- ・ 水質改善の取組として、今年度から米子湾の流動調査や中海の底質調査を実施する。また、昨年度実施した地下湧水調査結果から湧水水域の活用について提案を行った。

###### [主な意見]

- ・ 浅場造成の効果検証をし、効果があれば、更に取組を進めて欲しい。また、湧水について、どういふ効果があるか、調査を続けてほしい。
- ・ 米子湾及び大海崎における流向流速観測地点の常設化を検討して欲しい。また、森山堤開削による水質への効果について、時間がかかり難しいと思うが、中間報告を示して欲しい。

##### (3) 中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」(事務局：米子市農林課)から、排水不良農地(米子市崎津内)の水路の現況調査や工事残土を活用して客土を行ったモデル事業の進捗状況等について報告があり、今後も、排水不良農地に効果的な対策を検討していくことを確認した。

##### (4) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」(事務局：島根県政策企画監室)から、利活用策として検討したアイデア(中海周遊サイクリングコースの設定、中海産食材を使ったメニューのPR、藻の活用等)について報告があり、今後ワーキンググループでさらに検討して、NPO等民間も含め関係機関と調整を図りながら、圏域で協調して取組を進めていくこととした。
- 鳥取県水産試験場から、今年度から3年の計画で行う予定の中国地方整備局が造成を進める浅場を活用した水産資源(マハゼ)の資源回復調査について報告が行われた。

# 米子-ソウル国際定期便等の平成24年度上半期利用実績について

平成24年10月11日  
国際観光推進課

## 1 米子-ソウル国際定期便の利用実績

(1) 平成24年4月～9月の利用実績 (アジアナ航空山陰支店提供)

提供座席数	搭乗座席数	搭乗率
25,352席 (25,727)	14,184席 (14,690)	55.9% (57.1)

(注)下段カッコ内は前年同期実績

(搭乗者の内訳)

日本人	韓国人	その他	計
9,508人 (10,711)	4,467人 (3,793)	209人 (186)	14,184人 (14,690)

- ・前年上半期と比較し、日本人搭乗者数が1,203人の減となり、韓国人搭乗数は674人の増となった。
- ・アウトバウンドは、山陰国際観光協議会の利用促進対策や団体需要は増加したものの、前年を下回る結果となった。また、インバウンドは5、6月に韓国人プロガーを対象に実施した往復航空券3万ウォンキャンペーンが奏功するなど、前年を上回った。

(2) 平成24年10月以降の予約状況 (10月1日現在)

10月…48.4% (前年同期 73.3%)	11月…27.9% (前年同期 45.5%)
------------------------	------------------------

## 2 環日本海貨客船航路(境港～東海間)の旅客利用実績

平成24年4月～9月の利用実績 (DBSクルーズフェリー社提供)

日本人	韓国人	ロシア人	その他	計
423人 (962)	12,283人 (9,330)	950人 (1,032)	288人 (234)	13,944人 (11,558)

(注) 下段カッコ内は前年同期実績

- ・境港～東海間を延べ54(49)便運航し、今年上半期乗客数は前年実績に比べて2,386人増
  - ・1便当たりの平均乗客数は258(236)人と1便当たりの平均乗客数は増えており、旅客利用は順調に推移している
- (国別平均乗客数 日本人8人(20)、韓国人227人(190)、ロシア人18人(21)、その他5(5)人  
合計 258人(236) (注) カッコ内は前年実績

## 3 境港への国際クルーズ客船の寄港実績

- ・寄港回数 計10回で乗客数は計6,002名。  
(国別割合 韓国人約75%、中国人約20%、その他約5%)
- ・寄港した主な船名 コスタ・ヴィクトリア (76,166t)、クラブ・ハーモニー (25,558t)

## 4 米子鬼太郎空港へのチャーター便の実績

時期	運行航空会社	発着空港	搭乗者数
4月	復興航空(2往復)	台北空港	255名(うち外国人255人)
7月	チャイナエアライン(2往復)	台北空港	598名( " 304人)
8月	吉祥航空(5往復)	上海浦東空港	677名( " 663人)

- ・下半期の予定 11月にチャイナエアライン(台北空港発着)が2往復予定

## 「第5回 中海の水質及び流動会議」の概要について

平成24年10月11日  
水・大気環境課

○平成23年度の水質・流動調査分析結果の報告や第5期湖沼水質保全計画の進捗状況、今年度の各構成員の取組などの情報交換を行った。

### 1 第5回会議の概要

- 1) 日時 平成24年7月10日 午前10時～正午
- 2) 場所 鳥取県西部総合事務所 講堂
- 3) 協議事項
  - 平成23年度中海水質・流動調査・分析結果について
    - ・平成23年度のCOD・全窒素の最高値観測地点は米子湾中央部。全りん最高値観測地点は、意東鼻地先（松江市東出雲町沖）。
    - ・中長期的に見るとCODは横ばい、全窒素・全リンについては最高値観測地点では改善傾向が見られる。
  - 第5期湖沼水質保全計画の進捗状況について  
鳥取、島根両県や周辺4市や国土交通省出雲河川事務所の取組状況について、ほぼ、計画どおりの進捗を確認した。
  - 米子湾流動等調査について  
今年度、米子湾の監視体制の強化として実施する米子湾流動等調査の概要について情報を交換した。
    - ・米子湾流動観測調査（国土交通省及び鳥取、島根両県の3者連携）  
連続観測などによる流向、流速等現地観測データを基にした流動シミュレーションモデルにより米子湾の流動等を確認し、必要な水質浄化対策を検討する。
    - ・中海底質調査（鳥取、島根両県で連携）  
湖沼水質への影響も大きい底質の栄養塩の含有量や溶出量等の調査を実施する。  
(H24～H25)
    - ・米子湾水質調査（国土交通省、鳥取、島根両県及び周辺4市）  
米子湾の流動に合わせ、水質の現状を把握するため、中海への流入河川等を対象に水質、流量調査を実施する。(H25～)
  - 水質改善策に関する情報提供等  
平成23年度鳥取県が実施した中海地下湧水調査結果や平成23年度から鳥取・島根両県が連携して取り組んでいる海藻刈りによる栄養塩の循環システムモデル構築事業などについて情報を交換した。

### 【参考】中海の水質及び流動会議の概要

- 設置目的：中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行うこと。（平成22年9月16日設置）
- 構成員：国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、農林水産省中国四国農政局、環境省中国四国地方環境事務所  
鳥取県及び島根県の環境、企画、農林水産、河川所管部局、米子市、境港市、松江市及び安来市の中海環境関係所管課

平成23年度水質測定結果について

環境基準点12地点(図1)における水質測定結果は図2のとおりであった。

中海全体の水質測定結果評価としては、COD(化学的酸素要求量)、全窒素及び全りんの中のいずれの項目も環境基準を達成しなかった。また、いずれの項目も平成25年度を目標年度とした第5期湖沼水質保全計画の水質目標値を超過した。

なお、宍道湖において8月から12月までアオコが確認され、中海にも流入した。

図1 中海の環境基準点の位置図

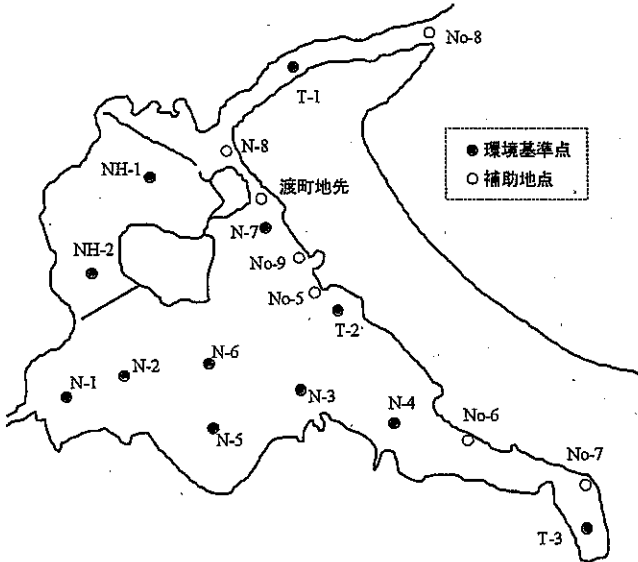
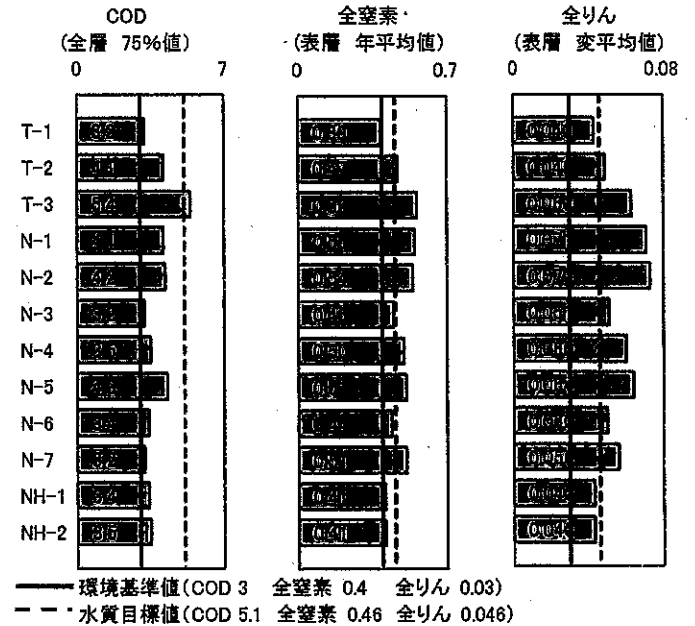


図2 中海の環境基準点の測定結果 (単位 mg/L)

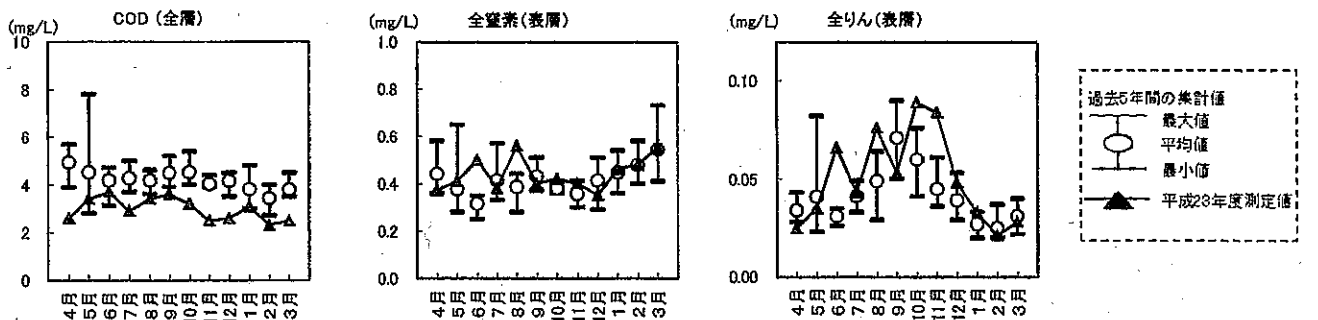


CODは、5月、6月、1月を除く全ての月で、過去5年と比較して低かった。

全窒素は、6月、8月の値が高かった。高値は植物プランクトンの影響が要因の一つと思われる。

全りんは、6月、8月、10月、11月の値が高かった。高値は、植物プランクトンによる影響、下層の貧酸素に伴う底質からの溶出の影響などが要因と思われる。

図3 中海湖心における平成23年度水質測定値の経月変化



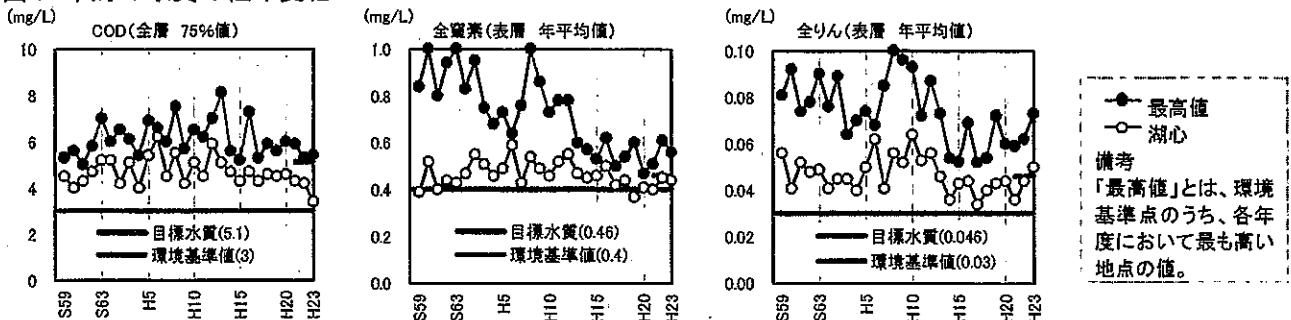
参考1 平成23年度の気象状況

- 年平均気温(米子)は15.3°Cで、年平均値(15.0°C)より高かった。
- 年間降水量(米子)は2154.4mmで、年平均値(1772mm)より多かった。
- 年間日照時間(米子)は1564.6時間で、年平均値(1732.3時間)より短かった。

※H23年度COD分析方法を次のとおり統一  
 OJIS K0102 17(CODMn)  
 (分析試料量:100mL、試薬:硝酸銀)

経年変化については、CODは湖心では過去5年と比較して低い値、最高地点は長期的に概ね横ばい傾向である。全窒素は湖心では横ばい傾向、最高地点は低下傾向にある。全りんは湖心では横ばい、最高地点は低下傾向にある。

図4 中海の水質の経年変化



備考 「最高値」とは、環境基準点のうち、各年度において最も高い地点の値。

## 中海におけるアオコの確認について

平成24年10月11日  
水・大気環境課

### ○これまでの発生状況

- ・平成24年7月3日から大橋川及び宍道湖でアオコを確認
- ・8月29日には大橋川及び宍道湖の広範囲でアオコが発生し、8月30日には中海でもアオコを確認、以後広範囲で継続的に確認されている。

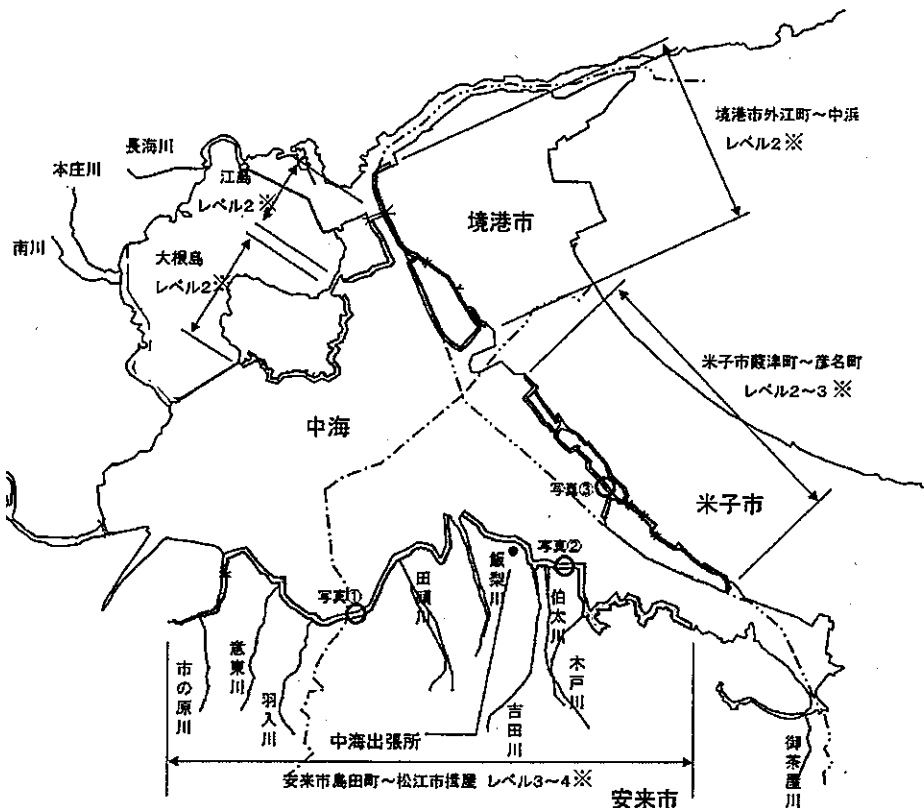
### ○アオコ発生の原因

- ・アオコの原因種であるミクロキスティスは淡水性で、宍道湖においてはここ数年継続して発生している。
- ・今回のアオコの発生原因については、湖水水温の上昇や日照量がアオコ発生の条件に適合していたものと考えられる。
- ・中海におけるアオコの確認は、宍道湖で発生したアオコの流入、又は中海流入河川での発生も考えられる。

### ○今後の対応

- ・関係機関が継続的に湖面状況及び水質状況の監視を実施する。
- ・関係機関からなる「アオコ発生に係る対策会議（事務局：国土交通省出雲河川事務所）」にて情報共有を図る。（今年度は6月、8月及び9月に開催されている。）
- ・引き続き、第5期宍道湖・中海湖沼水質保全計画の着実な推進を図る。

中海 アオコ確認箇所【平成24年9月26日実施】



※レベル0～6の7段階でアオコのレベルを示す「見た目アオコ指標」による。

レベル2：うっすらとすじ状にアオコの発生が認められる。

レベル3：アオコが水の表面全体に広がり、所々パッチ上になっている。

レベル4：膜状にアオコが湖面を覆う。

## 第4回大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会について

平成24年10月11日  
環境立県推進課

大橋川改修事業が環境に与える影響の程度、並びに環境保全措置の実現の程度を確認するために策定したモニタリング計画書に基づくモニタリング結果や環境保全措置等について、意見・助言等を行う第4回モニタリング協議会が開催（平成24年7月9日）されましたので、概要を報告します。

### 1 モニタリング協議会の構成

設置日 平成24年7月9日

設置目的 「大橋川改修事業環境調査最終とりまとめ（平成21年2月）」に基づき、大橋川改修事業が環境に与える影響の程度、並びに環境保全措置の実現の程度を確認するためのモニタリング計画の策定及びモニタリング結果、必要に応じて行う環境保全措置に対して意見及び助言を行う。

構成員 学識委員 12名 道上正規（鳥取環境大学理事）他  
行政委員 8名 鳥取県、島根県、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、出雲河川事務所

事務局 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所

### 2 第4回モニタリング協議会の概要

#### (1) 広域モニタリング

【水質、底質、水位などへの影響の程度を確認：宍道湖、大橋川、中海】

- 平成23年の一次影響確認項目（塩分・水位）は現状変化幅を超えて確認されたものについては、洪水や外潮位などの自然的条件による影響と考えられ、大橋川改修事業による影響ではないと判断されると説明。

#### (2) 環境監視

【保全措置は講じないが、特に配慮が必要な生物の状況の確認：大橋川流域】

- ヤマトシジミ・ホトトギスガイの分布等の平成23年の調査結果が報告された。

#### (3) 工事モニタリング

【工事着手前の環境保全措置対象種の存在確認と工事中のモニタリング実施及び環境影響確認：大橋川流域】

- 「①新規工事予定箇所（井手・馬潟地区）の環境保全措置」及び「②継続工事箇所（追子地区）の工事モニタリング結果報告」について審議。

#### (4) 主な意見等

- 広域モニタリングにおいて、欠測がみられる。観測はモニタリングの基本なので欠測が生じないようにすること（鳥取県）
- 調査データの平均値だけでは分かりにくい面もあるので、専門の委員の指導を得ながら十分な整理を行っていただきたい（道上会長）

### 3 今後の予定

- 次回協議会は、10月下旬に開催予定

### 4 経緯

平成21年2月：「大橋川改修事業環境調査最終とりまとめ」を策定

平成22年7月：第1回協議会（委員からモニタリング計画書（素案）に対する意見・助言）

11月：第2回協議会（モニタリング計画書（案）について協議会より了承）

平成23年2月：「モニタリング計画書」を策定

7月：第3回協議会

10月：改修工事着工

平成24年7月：第4回協議会

## 米川土地改良区の特別検査結果に対する再報告等について

平成24年10月11日  
農地・水保全課

米川土地改良区から平成24年6月22日付けで報告された特別検査結果に対する改善措置方針等の内容が不十分だったことから、国と足並みを揃え7月27日付けで再報告を求めたところ、下記のとおり8月27日付けで報告があり、概ね改善されているものと認められた。

また、今回の不祥事を受け、県内の財政規模の大きな土地改良区に対して特別検査を実施したところ、不明金等の重大な不適正事項はなかったが、社会保険料等で土地改良区負担額の算定誤りがあるなど改善を要する事項が見受けられた。

### 1 米川土地改良区の特別検査結果に対する再報告

#### (1) 再報告を求める通知の内容

改善措置方針等の一部は既に履行されているものの、改善時期が不明確な事項や履行されていない事項があるため、今後の改善の取組方針とその時期の明確化を求めた。

#### (2) 米川土地改良区からの報告内容

項 目	改善の取組方針及びその時期
責任の所在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月30日に全役員の役員手当の返納が完了</li> <li>・不明金について役員改良区への補填割合を理事会で協議中</li> <li>・補助金返還については、国、県、市の命令を受けてから、速やかに対応</li> </ul>
組合員への事実関係の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月30日開催の臨時総代会で説明（59名中42名参加）</li> </ul>
法令遵守体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守担当役員を新設することを臨時総代会で議決し、人選済（1名）</li> <li>・年間研修計画の作成を完了</li> </ul>
内部牽制機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款、規約、処務規程、監査細則、会計細則の改正を臨時総代会で議決し、改正済（定款変更については知事認可済）</li> <li>・パソコンによる会計処理を7月から実施</li> </ul>
補助金の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金台帳等の整備を完了</li> </ul>

#### (3) 今後の対応

今回の報告で完了していない不明金の補填、組合員に対する説明等については、四半期ごとに報告を求めることとしている。（次回報告期限は12月10日）

### 2 県内土地改良区（95土地改良区）の指導強化

#### (1) 特別検査の実施状況

- ア 検査件数 24土地改良区（東部4、中部16、西部4）  
※全ての会計及び積立金の決算額の合計が5千万円以上の改良区
- イ 検査期間 平成24年5月29日～平成24年8月31日
- ウ 検査項目
- ・預貯金及び現金と会計帳簿との照合・検算
  - ・会計経理事務…手持現金の処理、収入支出に係る各種帳票の照合・検算、収支外現金の処理、会計間・積立金の運用
  - ・内部牽制体制…理事の監督機能、監事の監査機能、会計経理事務処理体制
- エ 検査結果の概要
- 不明金等の重大な不適正事項はなかったが、次のような改善を要する事項が見受けられた。
- ・社会保険料等について、土地改良区負担額の算定誤りがあった。（3土地改良区）
  - ・理事、監事の点検、確認が不十分であった。（13土地改良区）
  - ・預金通帳と公印の管理者が同じである。（3土地改良区）

#### (2) 今後の指導について

今回の特別検査結果の改善を要する事項について、該当土地改良区に対して改善指導を行うとともに、残りの土地改良区についても今年の秋から来年度中に検査を実施する予定である。また、土地改良区の内部牽制の強化や適正な会計経理の実施に向けて、県土地改良事業団体連合会と協力して役職員を対象にした研修を実施する。

- ・今後の検査予定 平成24年度：31土地改良区、平成25年度：40土地改良区
- ・今後の研修予定 平成24年11月、平成25年1月、3月



## 中海干拓農地（弓浜干拓地）の売渡しの公募について

平成24年10月11日  
農地・水保全課

県が平成24年8月1日に財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下、「機構」という。）から取得した中海干拓農地（弓浜干拓地）について、農業経営規模の拡大、新規就農者の育成その他農地保有の合理化を促進するため売渡しを行うこととし、下記のとおり公募を行っております。

### 記

#### 1 干拓農地の概要

(1) 所在地 境港市中海干拓地

(2) 面積 13.3ha（貸付農地13.2ha、未貸付農地0.1ha）

(3) 用途区分 境港農業振興地域整備計画の農用地区域

(4) 特徴

- 標準区画が30m×100m（30アール）と大型機械による効率的畑作農業を営むことが可能である。
- 全ほ場に散水施設（スプリンクラー）が設置されている。
- 砂質土を利用した白ネギ、大根、サツマイモ、里芋、ニンジン等の栽培が盛んで、中でも白ネギは周年出荷体制が確立され、機械化、低コスト化が進められており、全国有数の産地となっている。
- 境港市中海干拓地営農組合が、農業者の支援のため、白ネギ定植作業を受託しており、今後、受託作業の種類を増やす予定である。

#### 2 売渡しの公募について

(1) 公募の時期 平成24年10月3日（水）～10月16日（火）

(2) 個別相談会の開催

- 日時 平成24年10月4日（木）、5日（金）、9日（火）、10日（水）のいずれも  
午前10時～午後4時30分

- 場所 鳥取県農林総合科学研究所園芸試験場弓浜砂丘地分場大会議室  
所在地 境港市中海干拓地27、電話 0859-45-4616

(3) 売渡しの単位 1区画（概ね30アール）ごと

(4) 売渡しの方法 農業経営基盤強化促進法に定める農地保有合理化事業（農地売買等事業）により機構を仲介として売渡しを行います。

(5) 募集の方法 県農地・水保全課、機構及び境港市役所のホームページへ掲載、境港市報及びJA鳥取西部機関誌へ掲載、PR看板の設置、中海テレビ及びラジオFM（DARAZコミュニティ放送）による広報、JA鳥取西部各支所等へPRチラシの配置及び弓浜干拓地の耕作者等へPRチラシの配布等により広く募集する。

(6) 問い合わせ先 鳥取県西部総合事務所農林局農林業振興課（妹尾、松原）  
電話 0859-31-9651  
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構西部支所（東原）  
電話 0859-31-9780

## 国営中海土地改良事業の総事業費の変更について

平成 24 年 10 月 11 日  
農地・水保全課

中国四国農政局長から、平成 24 年 9 月 21 日付けで、国営中海土地改良事業の総事業費を変更する旨の通知があったので、報告します。

### 1 変更の内容

#### (1) 総事業費の変更

- ・鳥取県側の増額 3 億 4 千万円（県の負担額の増 3 千 4 百万円）
- ・増額理由 彦名、弓浜暫定池の畑面整備のための表土について、公共残土及び暫定池堤防土を利用することとしていたが、良質土を確保できなかったため、購入土（砂）に変更した。

（単位：億円）

区 分	総事業費	H 1 6 年度以降事業費			完了予定年度
		鳥取県	島根県	計	
現 行	1,180.00	120.00	203.00	323.00	H25 年度 （鳥取県側 H24 年度）
今回変更	1,183.60	123.40	203.20	326.60	H25 年度 （鳥取県側 H25 年度）
増 減	3.60	3.40	0.20	3.60	
県負担の増	0.36	0.34	0.02	0.36	県負担 10%

#### (2) 完了年度の変更

- ・鳥取県側の完了年度 H 2 4 年度（全体 H 2 5 年度）→H 2 5 年度（全体 H 2 5 年度）
- ・変更理由 事業費の増額に伴い、H 2 4 年度完工が困難となった。

### 2 県の対応方針

- (1) 県の負担増（3 千 4 百万円）を伴うため、金額、効果をチェックしたところ、白ネギ等の栽培に適した農地とするための整備は必要であり、事業費増及び工期延長はやむを得ない。
- (2) 事業完了に際しては、造成施設（米川からの送水施設及び干拓地内の調整池・排水機場等）を地元が安心して引き受けられるように、施設の機能検証を十分に行い、不具合があれば責任を持って解消するよう、引き続き国に申し入れる。

#### ○中海土地改良事業の経緯（参考）

年 月	内 容
S 3 8 年	国営中海土地改良事業に着手
H 1 4 年 1 2 月	農林水産大臣が「中海淡水化事業の中止」を表明
H 1 7 年 3 月	農林水産省が中浦水門施設撤去工事を着手（事業再開）
H 2 1 年	中浦水門施設撤去工事が完成（3 月）森山堤防開削工事が完成（5 月）
H 2 2 年 4 月	彦名工区送水開始
H 2 4 年 4 月	弓浜工区送水開始

## みなとさかい交流館外壁改修工事について

平成24年10月11日  
空 港 港 湾 課

みなとさかい交流館外壁改修工事については、アンケート結果に基づき外壁の色彩を選定し、8月30日に工事請負契約を締結しました。

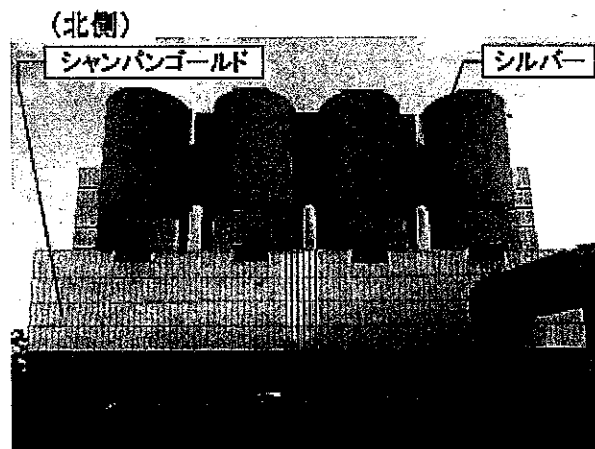
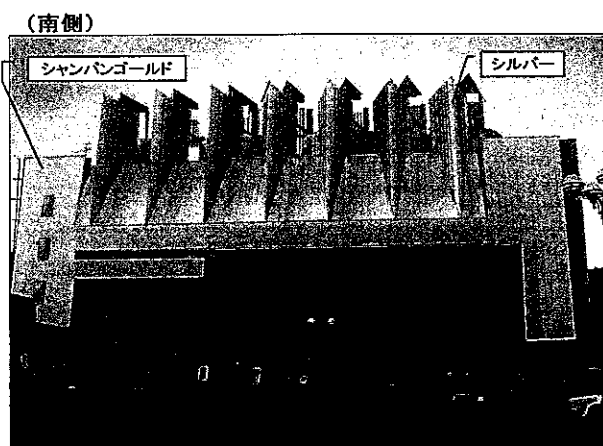
### 1 色彩の選定について

- (1) ガルバリウム鋼板の色彩の選定は、境港市及び鳥取県景観アドバイザーの意見を聞き、候補色を4案に絞り込み、7月にアンケートを行った。

(地域住民に回覧板で周知、みなとさかい交流館・境港市役所・公民館・JR境港駅に回収箱を設置)

- (2) アンケート結果に基づき外壁の色彩を決定した。

- ・実施期間：平成24年7月6日～22日
- ・応募総数：529人（内訳 境港市内：6割 境港市外：4割）
- ・結果：壁はシャンパンゴールドで塔はシルバーの色彩が、約3割の方に支持された。



- (3) 決定案に対する主な意見

- ・明るい感じが良い。明るい色彩の方が暖かみがある。
- ・やさしいシャンパンゴールドが良い。現状より明るく、カラフルな感じが良い。

### 2 工事請負契約の締結について

- ・工事概要：外壁改修約3,900㎡、屋根改修約530㎡、屋上防水約360㎡
- ・契約日：平成24年8月30日
- ・工期：平成24年8月31日から平成25年11月20日まで
- ・契約額：456,330,000円
- ・発注機関：営繕課
- ・受注者：大松建設・岩崎組特定建設工事共同企業体

なお、施工に当たっては細部構造の専門的提案を当該受注者から受けて、漏水対策について万全となるよう県及び施工監理業者において詳細に検討する。

また、現場監理について、施工監理業者と県の監督員の二重体制により、頻度を上げて重点的に行う。

# 米子港における放置等禁止区域及び物件の指定について

平成24年10月11日

空 港 港 湾 課

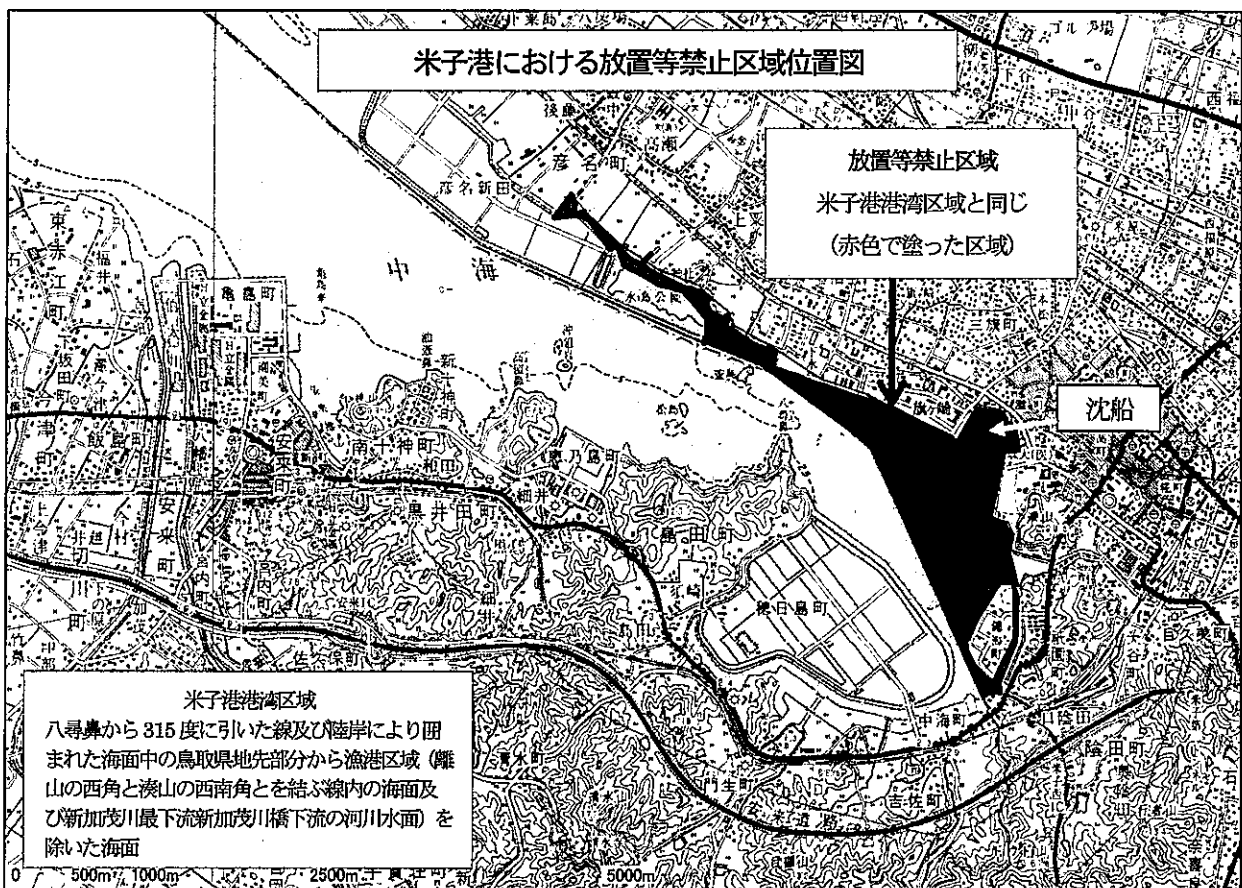
米子港では沈船が放置され港湾管理上支障が出ていることから、今後適切な港湾管理を行うため、港湾法に基づく放置等禁止区域及び物件の指定を行いました。

## 1 港湾区域(水域)における放置等禁止区域及び物件の指定

港湾管理を適切に行うため、港湾法(以下「法」という。)第37条の3第2項の規定に基づき、物件の放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件の指定を次のとおり行い、9月18日に法第37条の3第3項の規定に基づき公示した。

- (1) 港湾名：米子港
- (2) 放置等禁止区域：米子港の港湾区域(水域)
- (3) 放置等禁止物件：船舶、土石、いかだ、竹木、車両及び工作物
- (4) 指定の適用日：10月1日

※指定に当たって、米子市漁協、プレジャーボート愛好者等の関係者に事前に説明し了解を得ている。



## 2 放置されていた沈船とそれに対する撤去命令

### (1) 放置されていた沈船

- ①平成23年1月に米子市灘町一丁目付近の海域に放置されていた沈船から油が流出し、油の処理を行った。(沈船の所有者を調査したが不明。)
- ②平成24年8月29日にも、高潮の影響もあり再度当該沈船から油が流出し、早急な撤去が必要となった。(9月18日にも高潮、強風の影響で再び油が流出し処理を実施。)

### (2) 沈船の撤去命令

上記1の放置等禁止区域及び物件の指定に基づき、10月2日に上記2の(1)の沈船について法第56条の4に基づく監督処分を次のとおり行った。

○監督処分の内容：10月16日までに沈船を港湾区域から撤去することを命じる。期限までに撤去されなかった場合は、港湾管理者である鳥取県知事が当該船舶を撤去し、当該撤去等に係る費用は、法第56条の4第8項の規定により、沈船の所有者等の負担とする。

# 米子鬼太郎空港（美保飛行場）駐車場の運営について

平成24年10月11日

空 港 港 湾 課

米子鬼太郎空港においては、空港の利用促進、周辺地域の活性化等を図るため、平成19年10月1日から県が国有財産を借り受け、米子市と境港市の協力を得て、駐車場運営を行ってきたところです。しかしながらその借受期間が9月30日で満了することに伴い、国へ所要の手続きを行い、10月1日から引き続き駐車場を運営しています。

## 1 米子鬼太郎空港駐車場運営に係る経緯

平成19年2月 9日 国土交通省が駐車場営業者を公募

平成19年5月30日 駐車場営業者に県が選定される

平成19年10月1日 県による駐車場運営開始、空港利用者に無料開放  
(借受期間：平成24年9月30日まで)

平成24年6月22日 国土交通省が駐車場営業者を公募

平成24年8月31日 駐車場営業者に県が選定される

平成24年10月1日 県による駐車場運営、空港利用者に無料開放を継続  
(平成29年9月30日まで)

## 2 駐車場運営方針

周辺の鳥取空港、出雲空港、岡山空港で空港駐車場が無料開放されていることから、周辺空港とのバランスを考慮して引き続き無料化し、空港の利用促進、周辺地域の活性化等を図る。



〈参考〉空港利用者及び駐車場利用者の状況

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
駐車場利用台数	83千台	168千台	133千台	146千台	152千台
空港利用者数	498千人	479千人	440千人	449千人	425千人

※H19年度の駐車場利用者数はH19年10月～H20年3月までの実績。

※H21年度の駐車場拡張工事完成により収容台数が387台から556台に増加。